

閱覽用

令和4年12月20日

第12回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第12回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月20日(火) 午後2時00分から午後3時19分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(16名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

1番野地太郎委員、5番川口美奈子委員、12番根本信康委員

農地利用最適化推進委員

28番佐藤洋三委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第69号 現況確認証明申請について

第4 議案第70号 非農地判定について

第5 議案第71号 非農地判定の取消について

第6 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第73号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第10 議案第76号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 ~~菅崎裕一~~

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第12回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員19名中18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、1番野地太郎委員、5番川口美奈子委員、12番根本信康委員、28番佐藤洋三委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、2番佐藤勝則委員、3番大内和長委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第69号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第69号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積95平方メートル、非農地の事由・平成10年頃から耕作しておらず、そのまま放置していたため竹が生い茂り山林化したものであります。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積343平方メートル、非農地の事由・20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化し、令和3年に相続したが再生利用の予定もないためであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・山林、面積674平方メートル、非農地の事由・昭和63年頃から耕作しておらず、平成3年に相続後もそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・田、面積1,539平方メートル、非農地の事由・今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

29番（平 義一）委員 29番、平です。番号1について、調査結果のご報告を申し上げます。

11月22日、農業委員の佐藤委員、川口委員、事務局より高根局長、長谷川さんの2名、そして私の5名で現地を確認してまいりました。内容につきましては、先ほどの事務局説明どおりで、かなり竹とか木とかが生い茂っており、現況、山林と判断させていただきました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋です。議案第69号番号2について、調査内容を報告します。

12月1日1時45分から、農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さん、あと事務局2名とともに5名で現地調査を行いました。当該農地は、20年以上も耕作されておらず山林化しており、農地への復元は難しい状況であり、周辺農地も同様に荒廃化している事から、二本松市農業委員会非農地判断基準に合致すると思われますので、非農地判定やむなしと判断いたしました。

続きまして、議案第69号番号3について、調査内容を報告します。12月1日1時30分より、農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さん、事務局2名とともに5名で現地調査を行いました。当該農地は、30年以上も耕作されておらず山林化しており、農地への復元は難しい状況であり、周辺農地も同様に荒廃化している事から、二本松市農業委員会非農地判断基準に合致すると思われますので、非農地判定やむなしと判断いたしました。以上です。

14番（佐藤美由紀）委員　議案第69号番号4について、調査内容を報告します。

12月5日午後1時30分より、農業委員の武藤一夫さん、推進委員の武藤善朗さんと私、そして事務局から野地係長と長谷川さんの計5名で現地調査を行いました。当該農地は、確かに耕作をしておらず、多少荒れてはいますが、周辺の農地が既に整備されていて、非農地判定はできないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは議案第69号については、番号1から番号3と番号4に分けて採決いたします。

議長（奥平貢市）会長　　まず、議案第69号、番号1から番号3について、
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第69号、番号1から番号
3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、議案第69号、番号4について、農地と判定
し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第69号、番号4について
は、農地と判定し非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　それでは、日程第4、議案第70号「非農地判定に
ついて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書5ページをご覧ください。

議案第70号非農地判定について。

非農地調査願出書の提出があった農地について、現地調査を行った結果に基
づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当・非該当を下記のとおり決定する
ものとする。

令和4年12月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

1、判定する土地につきましては、XXXXXXXXXXほか123筆、面積合

計・116, 621平方メートル、うち非農地と判定するもの99筆

96, 556平方メートル、非農地と判定しないもの25筆20, 065平方メートルであります。

なお、詳細につきましては、議案書6ページから9ページをご覧ください。

2、非農地判断基準につきましては、議案書5ページ記載のA、Iのとおりであります。

3、判断の理由につきましては、非農地とするものは、現況が原野化等しており、農地として活用することが困難であると認められるものであります。非農地としないものは、非農地判断基準に該当すると認められないものであります。

4、判定後の処理につきましては、所有者に対し非農地通知または非農地に該当しない旨の通知を発送いたします。非農地と判定されたものについて、関係機関にも周知いたします。また、農地台帳から削除し、所有者に対して地目変更登記を促します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 16番、馬場です。議案70号1、2について、調査内容の報告いたします。

12月2日、事務局2名、根本委員、齋藤委員、私とで現地を確認いたしま

した。農地は既に原野化しており、非農地扱いやむなしと判断いたしました。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案70号番号3について、
調査内容を報告いたします。

12月2日に馬場委員、安齋浩一委員、事務局から2名と私の5名で現地調
査を行いました。調査の結果、周りが耕作してある畑で、そこを非農地にする
と周辺の農地に影響があるため、非農地にする事はできないと判断いたしまし
たので、ご審議よろしく願いいたします。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。石井と大平合同で、非農地判定を
行いまして、11月21日実施いたしました。推進委員の平さん、農業委員の
川口さんと事務局より高根局長と長谷川さんと私の5名で、当日、推進委員の
渡邊一正さんは所用があつて欠席でしたので、私の方から4番から8番まで調
査結果を報告いたします。

まず4番につきまして、現地調査は11月22日午後1時30分より実施い
たしまして、現地は完全に農地として活用するような場所にはないために、こ
れは原野として判断いたしました。

続きまして5番から8番につきましては、完全に荒廃化が進んでおりまして、
農地として活用するのは、まず無理だろうという事で原野と判断いたしました
ので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。案件の9番、10番について

の調査結果の報告を申し上げます。

12月1日午後に、安齋栄委員と大内推進委員、あと私と事務局より2名と現地調査を行いました結果、9番については荒廃度合というか、これは非農地判定せざるを得ないだろうという事で非農地判定でした。10番につきましては、まだ畑として使える状況にあるという事で、これは非農地としない事で判定をいたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。70号の11、12、13と一括してご報告いたします。

12月1日1時30分より、野地太郎農業委員、安齋秀明推進委員と私と事務局より2名で、計5名で現地を調査しました。現状については、周りが既に荒廃化しており、農地には難しい環境になっておりました。それに伴い、非農地判定とする事にしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤伝栄です。12月7日、事務局の長谷川さん、それから安齋喜八農業委員、遠藤康子推進委員とともに、現地を調査いたしました。

番号14番、■■■■さん分から確認していったんですが、14番については畑が耕作されているという事で、非農地ではないと。それから17番、■■■■の田んぼでございますが、これらについても田んぼの状況という事でございまして、■■■■さんは21筆出していましたが、2筆だけが非農地ではないという

事で行っていました。[redacted]さんで行いますが、番号34番から11筆出されておまして、全て非農地という事で判断しておりました。それから、番号46番、[redacted]さんの圃場で行いますが、48と49が畑で植木を栽培しているというような感じで見えてきましたので、まだ畑の状態という事で、これは非農地にはできないという事で見えてきました。それから[redacted]さん、番号52番から57番まで、これらについては原野という事で判断してまいりました。[redacted]さんで行いますが、番号58から68まで、これらにつきましては、全て手の施しようもない原野になっておりましたので、非農地と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

3番(大内和長)委員 3番、大内です。非農地番号69番からなんですが、11月28日午前9時30分より、新殿地区それから旭地区の農業委員、それから推進委員、事務局から2名の、合わせて8人で現地を確認してきました。筆数が多いという事で昼食をまたいで確認をしてきたわけで行います。私の方からは、69、70、71番の調査結果をご報告申し上げます。

70番につきましては、草刈りがしてあるという事で、手入れはしてあるという事で、これについては非農地判定はできないという事で行います。それから69番と71番につきましては、すでに山林化しておまして、農地としての原形復旧は不可能と判断してきましたので、これにつきましては非農地判定をしてきたところで行います。以上で行います。

25番(佐藤 薫)委員 25番、佐藤です。議案第70号ナンバー72番

から98番について、調査の結果をご報告いたします。

11月28日午前9時30分より、農業委員の安齋喜八さん、同じく大内和長さん、推進委員の渡邊久さん、同じく武藤健之さんと私、事務局より高根事務局長、長谷川さんの合計7人で現地調査を行いました。非農地として判断したものは、ナンバー73、75、79、83、84、92、94から98、これらはすでに現地が原野化しており、再生するのは困難であろうと判断してまいりました。ナンバー78、80、81については、すでに樹木が生え茂っており、これらは山林化しておりましたので、山林と判断してまいりました。ナンバー76、77については他者へ貸しており、現在は借りた方が野菜などを作付けしておられるので、こちらも畑と判断してまいりました。ナンバー72、74、82、85から91、93については、現在は耕作されていないようでしたが、まだ原野とはなっておらず、非農地と判定はできないと判断してまいりました。以上、ご報告いたします。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

32番（渡邊 久）委員 32番、渡邊です。議案第70号番号99、100について、調査結果をご報告いたします。

11月28日、岩代旭地区・新殿地区の委員6名プラス事務局2名の8名により調査をいたしました。現場は田と畑が隣接しておりまして、畑の方は立木がちょっと茂るような状態にありまして、山林にはまだ早いという事で原野で判断いたしました。説明のどおりであります。皆様のご判断よろしく願い

いたします。以上です。

6番（武藤一夫）委員　　6番、武藤です。議案第70号101番から124番までの調査結果を報告いたします。

12月5日午前11時30分から、非農地判定を行いました。私と菅野正寿推進委員と佐藤一男推進委員、あと事務局2名ということで、合計5名で現地を確認してまいりました。101番から108番については、原野化というよりも竹藪が生い茂って人も入れない状況だという事で、これは非農地やむなしという事で判定してまいりました。続きまして、109番から124番までの議案ですが、うち5件については、まだ桑畑で使った跡があり、今はあんまり使われていないんですが、まだ桑畑と認定される状況でありましたので、これは農地という判断をしてまいりました。その他、状況は同じ桑畑なんですが、テラス方式で山の方に開墾して造ったような場所がございますので、他の農地への転用は不可能かなという事で、桑畑の様子はしているんですが、もう畑としては使えないという判断で非農地判定をしてまいりました。以上、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第70号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に日程第5、議案第71号「非農地判定の取消について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書10ページをご覧ください。

議案第71号非農地判定の取消について。

次の農地について非農地判定を取り消し、農地とするものとする。

令和4年12月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

今回非農地判定を取り消しとする農地は、XXXXXXXXXX、地目・畑、面積170平方メートル、所有者・XXXXXXXXXX、平成23年3月24日に非農地判定した農地ですが、農地に再整備するとの申し出があったためでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

議案第71号について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり非農地判定を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号については、原案のとおり非農地判定を取り消すことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第72号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書11ページから14ページに掛けてご覧ください。

番号1から議案書14ページの番号7につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号8につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号9につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、番号9の案件につきましては、譲受人は30アールの下限面積を満たしていませんが、空き家に付属した農地を取得する場合の下限面積の特例基準を適用し、3条申請での農地取得を申請しているものとなります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第72号番号1番から5番の調査結果を報告します。番号1から5については、今年5月の委員会で申請承認されたメガステージ二期工事の残土処理で盛土した土地であり、番号1から5全てにおいて譲受人も同じ人なので、一括報告とさせていただきます。

12月14日10時から譲受人の[]さん、松本太委員と私の3人で現地確認をしました。譲渡人の[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さんには電話にて確認し、議案どおりで間違いのない事を確認しました。盛土後の管理も問題なく、議案内容どおりで間違いありません。

皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

16番（馬場利正）委員 本日、根本委員が急用のため、佐藤委員は今回出席できないという事でありましたので、16番馬場が申し上げます。

議案72号番号6、7について報告します。内容については事務局説明のとおりであります。12月15日3時から、譲渡人・[REDACTED]さんと佐藤委員、根本信康委員とで聞き取り調査をいたしました。[REDACTED]さんは、以前、永田に住んでおりましたが、油井に移り農業をやめて農地を売却するという事でありました。譲受人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんの農地と隣接しておりまして、現地確認の結果、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。代読とします。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋です。議案72号番号8について、調査内容を報告します。

12月17日1時30分より、農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さんとともに3名で、譲受人の[REDACTED]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。譲渡人の[REDACTED]さんは遠方のため電話で確認しました。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第72号番号9について、調査内容を報告いたします。

これは、11月1日に現況確認証明に関わる現地調査という事で、現地を調査しておりましたので、12月14日[REDACTED]さんに電話で確認をいたしました。また、譲受人の[REDACTED]さんにも確認いたしまして、事務局説明のとおりという事でございました。私も許可相当と考えます

ので、皆さんのご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

6番（武藤一夫）委員 この3条有償移転についてですが、できれば売買単価を教えてくださいと思います。

事務局 売買代金を説明させていただきます。

番号1、売買代金10アールあたり [REDACTED] 円、番号2、売買代金10アールあたり [REDACTED] 円、番号3、4、5まで全て、売買代金10アールあたり [REDACTED] 円です。

続きまして、番号6、売買代金10アールあたり [REDACTED] 円、番号7、売買代金10アールあたり [REDACTED] 円、番号8は贈与でありますので、番号9、売買代金10アールあたり [REDACTED] 円。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第72号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第72号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第7、議案第73号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書16ページをご覧ください。

議案第73号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年12月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、事後申請になります。昭和50年頃から使用していた進入路が違反
転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農
地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますの
で第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

34番（渡邊一正）委員　34番、渡邊です。現地調査の結果をご報告いた
します。

12月17日午後1時から、川口委員が都合で来れないとの事で、現地調査
は私一人でしたが、 さん宅を訪ね、顛末書も出ていますし、新築の関係

で測量した結果、違反転用状態であった事が分かったため申請するとの事で、その旨を川口委員とも話しまして、顛末書も出ていることから許可適当と認めました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第73号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第73号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

議案第74号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和4年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、緊急的な仕事にも対応できるよう、経営する会社に近い申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し油井川へ放流します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号2、子どもの成長に伴い現住居では手狭になるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し県道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号3、二本松市民の定住化に貢献するため、申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

番号4、子どもの成長に伴い現住居では手狭になるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、前住居が水害にあったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、経営する会社が行っている車両修理等に係る駐車場が手狭になったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、産業廃棄物最終処分場建設にあたり、市道幅員が狭いため申請地に車両待避所を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり第1種農地と判断されますが、第1種農地に係る事業のために欠くことのできない施設の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書20ページをご覧ください。

番号8、一時転用になります。作業場等が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可す

ることができる判断されるものであります。

番号9、業務拡大により既存事務所、駐車場が手狭になったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができる判断されるものであります。

番号10、事後申請になります。昭和50年頃から使用していた擁壁が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができる判断されるものであります。

番号11、子どもの成長に伴い現住居が手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書22ページをご覧ください。

番号12、一時転用になります。市発注工事受注により残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、

申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号13、事後申請になります。隣接する住宅の購入に伴い、昭和47年頃から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第74号番号1について、調査内容を報告します。

12月16日午後6時頃、貸付人の[]さんならびに借受人の[]さんに電話したところ、事情があり忙しくて出られないという理由だったので、電話にて転用内容の確認をとり、18日午前9時40分頃、推進委員の大石忠雄さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。また、この案件は8月の総会において、二本松農業振興地域整備計画の変更除外、番号1で賛同をもらっております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、番号2について調査内容を報告します。12月18日午前10

時より推進委員の大石忠雄さんとともに、借受人の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。貸付人の[]さんと[]さんは親子関係にあり高齢のため任せるとの事で、借受人の[]さんは、[]さんと親子関係にて、仕事上来れないとの事で電話にて確認をとりました。内容は事務局の説明のとおりです。隣接地の耕作物等には支障および影響がなく、生活排水は既存の排水路に流します。調査の結果、特に問題はないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案74号番号3について、調査内容を報告いたします。

12月15日午前11時より現地にて、譲渡人の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の株式会社[]の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案74号番号4について、調査内容を報告いたします。12月15日午前11時30分より現地にて、行政書士の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんからは電話で確認し、間違いのないとの事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案74号番号5について、調査内容を報告いたします。12月15日午前10時30分より現地にて、土地家屋調査士の■■■■■さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の■■■■■さん、譲受人の■■■■■さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案74号番号6から9について、調査内容を報告いたします。

まずは番号6について、12月13日に譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんから聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが住宅地で農地にも特に影響がないため許可相当と考えます。

続きまして、番号7の調査内容を報告いたします。12月13日に譲渡人の■■■■■さんと譲受人の株式会社■■■■■の担当者■■■■■さんから内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが山林で隣接の農地への影響もないため許可相当と考えます。

続きまして番号8について、調査内容を報告いたします。12月13日に貸付人の■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんと借受人の■■■■■の担当者の■■■■■さんから内容を聞き取り、17日に現地調査を行いました。内容は事務局説明

のとおりです。調査の結果、10月に審議しました高速道路工事の関連で、作業スペースが狭いため、工事会社が借り受けるという事でした。一時転用はやむを得ないと考えます。

続きまして番号9について、調査内容を報告いたします。12月13日に申請人の■■■■さんから内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、自宅のすぐ前の農地で、特に問題がないため許可相当と考えます。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

34番(渡邊一正)委員 34番、渡邊です。議案第74号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

12月16日1時30分に、譲渡人の■■■■さん立ち合いのもと、現地にて確認いたしました。譲受人の■■■■さんは、16日から18日まで電話をしても、家を訪ねても会う事ができず確認がとれなかったため、18日に測量士から聞いてまいりました。■■■■さんは■■■■の関係で、今、二本松にいないという事で、測量士が■■■■さんからの依頼で、今回の申請をしたという事でした。この擁壁については、■■■■さんのお父さんの時代に、境界の勘違いで、前の所有者が■■■■さんの土地に擁壁を造ったものであります。そういう事で、■■■■さんと■■■■さん両名での顛末書も出ていますので許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

7番(安齋 栄)委員 7番、安齋です。議案第74号番号11について、

調査内容を報告いたします。

去る17日午前9時より行政書士の[]氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。地目は畑という事ですが、一部、竹なども生えておりまして、耕作されていない土地という事でございます。なお、譲渡人の[]氏は遠地のため、譲受人の[]氏は当日都合が悪く、それぞれ電話での確認という事で、申請に間違いがないという事でございます。現地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

37番(安齋秀明)委員 37番、安齋です。議案74号番号12について、調査内容を報告します。

12月17日1時頃、農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さんとともに3名で、貸付人の[]さん、借受人の[]の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。以上です。

15番(遠藤伝栄)委員 議案第74号番号13について、ご報告いたします。

議案第72号番号9で許可をいただきました案件と隣接する場所でございます。事務局から先ほど説明していただいたんですが、昭和47年頃から無許可で宅地の一部として利用していたという事ございまして、今後、取得する[]さんが同じ状態で利用する事になったという事で、何とか認めていただ

きたいという事でございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（馬場利正）委員　　番号10について質問します。

無許可で擁壁を組んだという内容でしたが、これが今回、所有権移転ということだったので、有償だったのか無償だったのか。あと、解決方法はどうかだったのかお尋ねします。

事務局　　ご質問にお答えいたします。

まず、金額でございますが、土地に関わる売買代金が[REDACTED]円でございます。隣接する農地に転用をかけて擁壁を組んだはずだったんですが、それが越境しているという事が調査で分かったので、今回、双方協議の上、その部分を売買して追認申請をするという事でございます。前の転用の時に、施工時の確認が不足していたんだなと思われませんが、協議が行われまして、今回、追認申請にいたったところでありまして。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第74号、番号1から番号13について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第74号、番号1から番号13については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書23ページをご覧ください。

議案第75号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和4年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、地力回復のため、エゴマの単独栽培からエゴマと大豆を交互に栽培する計画に変更します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第75号の1について、調査の報告をします。

12月18日朝8時30分より、貸付人の[]さんの息子さんの[]さ

んと佐藤一男委員と私で、現地にて調査をしました。内容は事務局説明のとおりです。借受人の方が、エゴマだけでなく、大豆と交互に栽培したいとの申し出があったとの事でした。貸付人の■■■■さんは、農地として利用してもらえれば良いとの事でしたので、問題はないだろうとの結論になりましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第75号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第75号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第76号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第76号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、12月28日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書31ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区7筆20,933平方メートル、安達地区6筆10,066平方メートル、岩代地区7筆17,631平方メートル、東和地区1筆44,644平方メートル、合計21筆93,274平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、東和地区2筆111,983平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書24ページの番号1、議案書26ページの番号6、番号7、および議案書28ページの番号11までになります。

議案書29ページの番号12につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号12につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第76号、番号1から番号12について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第76号、番号1から番号12については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第12回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時19分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年12月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 勝則

署 名 委 員 大内 和長